

国際協力事業団	
登記 日	'84.8.20
登録No.	13254

(名 称)

海外移住事業団組織規程

第1章 総 則

第1条 この事業団は、海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）により設立し、海外移住事業団（以下「事業団」という。）と称する。

2. 前項の名称は、英文では JAPAN EMIGRATION SERVICE とし、略称を JEMIS とする。

(根 拠)

第2条 事業団の組織、職制及び事務分掌は、法令の定めるものの外、この規程の定めるところによる。

(構 成)

第3条 事業団は、国内に本部を、海外に代表部、支部及び事業所を置き、必要に応じ、現地法人を設置する。

2. 本部、代表部及び支部の名称及び位置は、別表1の通りとする。
3. 支部の分担地域は、別表2の通りとする。
4. 事業所の名称は、別表3の通りとする。
5. 現地法人については、別に定める。

第2章 職員及び嘱託等

(職員の任免等)

第4条 事業団の職員は、理事長が任免する。

第5条 職員の任免、分限、給与、表彰、懲戒、服務及び等級に関しては、別に定める。

(嘱託等)

第6条 職員の外、事業団に嘱託及び臨時職員を置くことができる。



2. 嘱託及び臨時職員に関しては、別に定める。

第3章 職制及び事務分掌

(部、課等の設置)

第7条 本部には部を置き、部には課又は室を置く。

2. 課には係を置くことができる。
3. この規程に定めるもののほか、必要に応じ、本部に、臨時に、部又はこれに準ずるもの置くことができる。

第8条 代表部及び支部には課を置くことができる。

(部長等)

第9条 部には部長を置く。

2. 課には課長、室には室長を置く。
3. 課には課長代理を置くことができる。
4. 室には主任を置くことができる。
5. 係には係長を置くことができる。

第10条 部長は、役員の命を受けて、その部の事務を処理する。

2. 課長又は室長は、部長を補佐し、その課又は室の事務を処理する。
3. 課長代理は、課長を補佐し、その課の事務を整理する。
4. 主任は、室長を補佐し、担当を命ぜられた事務を整理する。
5. 係長は、課長を補佐し、担当を令ぜられた事務を整理する。

第4章 本 部

(内部部局)

第11条 本部に次の5部を置く。

総務部

財務部

管理部

業 務 部
融 資 部

(各部の分課)

第12条 総務部に次の3課を置く。

総 務 課
企 画 課
調 査 課

2. 財務部に次の2課を置く。

予 算 課
会 計 課

3. 管理部に次の2課を置く。

啓 発 課
送 出 課

JICA LIBRARY

4. 業務部に次の1室及び4課を置く。

技術指導室
ブラジル課
西語地域課
事業課
技術移住課



1023905[1]

5. 融資部に次の2課を置く。

管 理 課
貸 付 課

(総務課)

第13条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事業団の組織に関すること。
- (2) 秘書事務に関すること。

- (3) 公印の管轄に関する事。
- ✓(4) 職員の人事及び給与に関する事。
- ✓(5) 役員の報酬及び旅費に関する事。
- ✓(6) 退職金に関する事。
- ✓(7) 職員の福利厚生及び保険に関する事。
- ✓(8) 役、職員の出張及び渡航手続に関する事。
- (9) 移住者輸送引率員に関する事。
- (10) 職員の研修に関する事。
- (11) 文書の授受、発送及び保存に関する事。
- (12) 訴訟、登記、公告等に関する事。
- (13) 労働組合及び労働協約に関する事。
- (14) 関係官庁、団体等との一般的連絡に関する事。
- (15) 会議の開催に関する事。
- (16) 自動車の使用及び運転手の監督に関する事。
- (17) 前各号に掲げるものの外、他課の所掌に属さない事務に関する事。

(企画課)

第14条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事業團の業務の基本的事項の企画に関する事。
- (2) 國際移住関係機関に関する事。
- (3) 業務方法書に関する事。
- (4) 運営審議会に関する事。
- (5) 規程案等の審査に関する事。

(調査課)

第15条 調査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 各種調査の企画及び調整に関する事。
- (2) 一般的統計の作成及び分析に関する事。

- (3) 調査報告書等の作成に關すること。
- (4) 資料の収集、整理及び保管に關すること。

(予算課)

第16条 予算課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 每事業年度の事業計画、予算及び資金計画の認可手続に關すること。
- (2) 予算の編成及び配賦並びに資金計画に關すること。
- (3) 予算の流用及び繰越に關すること。
- (4) 予算の実行の統制及び内部会計監査に關すること。
- (5) 総括決算に關すること。

(会計課)

第17条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本部会計に關する決算に關すること。
- (2) 現金、預金、有価証券等の出納及び保管並びに経費の支出に關すること。
- (3) 余裕金の運用並びに借入金の借入及び返済に關すること。
- (4) 海外移住債券の発行に關すること。
- (5) 交付金の申請及び受領手続に關すること。
- (6) 財産、物品及び債務の管理に關すること。
- (7) 物品等の購入契約その他の契約事務に關すること。
- (8) 宿舎、電話その他の施設の管理に關すること。
- (9) 営業に關すること。
- (10) 事務所内の取締に關すること。
- (11) 給与等の支払いに關すること。
- (12) 外貨予算に關すること。
- (13) 海外送金に關すること。
- (14) 公租公課に關すること。

(15) 部内の庶務に関すること。

(啓発課)

第18条 啓発課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海外移住に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地方公共団体、地方海外協会、その他の関係団体との啓発活動に関する連絡に関すること。
- (3) 地方海外協会職員の講習に関すること。
- (4) 海外移住研修所に関すること。
- (5) 部内の庶務に関すること。

(送出課)

第19条 送出課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 移住者の講習及び訓練に関すること。
- (2) 移住者の渡航手続に関すること。
- (3) 移住者の送出及び輸送に関すること。
- (4) 移住者の支度金の支給に関すること。
- (5) 移住あつせん所との連絡に関すること。

(技術指導室)

第20条 技術指導室においては、移住地における土木、営農その他の技術に関する専門的検討を行なう。

(ブラジル課)

第21条 ブラジル課においては、部内の庶務に関する外、ブラジル国に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 移住者受入計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 移住相談に関すること。
- (3) 移住者のあつせんに関すること。
- (4) 移住者の受入及び定着に必要な援助及び指導に関すること。

(5) 移住地における施設、機械等の設置及び運営に関すること。

(西語地域課)

第22条 西語地域課においては、中南米におけるブラジル国以外の諸国に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 移住者受入計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 移住相談に関すること。
- (3) 移住者のあつせんに関すること。
- (4) 移住者の受入及び定着に必要な援助及び指導に関すること。
- (5) 移住地における施設、機械等の設置及び運営に関すること。

(事業課)

第23条 事業課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 移住地の調査、取得、造成、管理及び分譲に関すること。
- (2) 移住地の取扱のあつせんに関すること。
- (3) 移住地に関連する事業計画の立案及び実施に関すること。

(技術移住課)

第24条 技術移住課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 技術移住に関する求人の受付、求職の相談及びあつせん並びに技術移住者の定着に必要な援助及び指導に関すること。
- (2) 技術移住の調査、啓発、講習及び訓練に関すること。
- (3) 企業移住の調査及び推進に関すること。

(管理課)

第25条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 融資基準その他の融資及び渡航費貸付に関する諸基準の作成並びに海外における融資業務の指導監督に関すること。
- (2) 融資計画に関すること。
- (3) 渡航費貸付及び融資に係る債権の管理及び回収に関すること。

(4) 融資先の業況考査及び監督に関すること。

(5) 部内の庶務に関すること。

(貸付課)

第26条 貸付課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 渡航費の貸付に関すること。

(2) 融資の申込受付、審査、決定及び実行に関すること。

第5章 附 屬 機 関

第27条 本部に附属機関として、海外移住研修所（以下「研修所」という。）を置く。

2. 研修所は、群馬県に置く。

第28条 研修所には所長を置く。

2. 所長は、本部の命を受けて、次の事務を処理する。

(1) 研修生の募集、選考及び入所に関すること。

(2) 研修生の研修及び訓練に関すること。

(3) 研修終了者の海外への就職のあつせんに関すること。

第6章 代表部、支部及び事業所

(代表部)

第29条 代表部には代表を置く。

2. 代表部には次長を置くことができる。

3. 代表部の組織及び事務分掌は、別に定める。

(支 部)

第30条 支部には支部長を置く。

2. 支部には次長を置くことができる。

3. 支部長は、本部又は代表部の命を受け、支部の事務を処理する。

4. 支部の組織及び事務分掌は、別に定める。

(事業所)

第31条 事業所には事業所長を置く。

2. 事業所には次長を置くことができる。

3. 事業所長は、支部長の命を受け、事業所の事務を処理する。

第7章 雜則

(特例)

第32条 各課においては、前各条の規定にかかわらず、理事長が各課における事務処理の状況を勘案し、又は特に必要があると認めて命じた事項の処理に関する事務をつかさどる。

第33条 この規程に定めるものの外、各課内の事務分掌は、別に定める。

附則

この規程は、昭和38年7月15日から施行する。

別表 1 本部、代表部及び支部の名称及び位置

名 称	位 置
本 部	東 京 都
代 表 部 (Sede de Representante Geral)	ブラジル国 グワナバラ州リオ・デ・ジヤネイロ (Rio de Janeiro, Estado de Guanabara, Brasil)
リオ・デ・ジヤネイロ支部 (Casa Filial em Rio de Janeiro)	ブラジル国 クワナバラ州リオ・デ・ジヤネイロ (Rio de Janeiro, Estado de Guanabara, Brasil)
サン・パウロ支部 (Casa Filial em São Paulo)	ブラジル国 サン・パウロ州サンパウロ (São Paulo, Estado de São Paulo, Brasil)
ペレーン支部 (Casa Filial em Belém)	ブラジル国 パラ州ペレーン (Belém, Estado de Para, Brasil)
レシーフエ支部 (Casa Filial em Recife)	ブラジル国 ペルナンブゴ州レシーフエ (Recife, Estado de Pernambuco, Brasil)
ポルト・アレグレ支部 (Casa Filial em Porto Alegre)	ブラジル国 リオ・グランデ・ド・スール州ポルト・アレグレ (Porto Alegre, Estado de Rio Grande do Sul, Brasil)
アスンシオン支部 (Sucursal en Asunción,)	パラグアイ国 アスンシオン (Asunción, Paraguay)
ブエノス・アイレス支部 (Sucursal en Buenos Aires)	アルゼンチン国 ブエノス・アイレス (Buenos Aires, Argentina)
サンタ・クルース支部 (Sucursal en Santa Cruz)	ボリビア国 サンタ・クルース (Santa Cruz, Bolivia)

名 称	位 置
本 部	東 京 都
サント・ドミンゴ支部 (Sucursal en Santo Domingo)	ドミニカ国 サント・ドミンゴ (Santo Domingo, Republica Dominicana)
サン・フランシスコ支部 (San Francisco Branch)	アメリカ合衆国 サン・フランシスコ (San Francisco, California, U. S. A.)

別表2 支部の分担地域

支 部 の 名 称	分 担 地 域
リオ・デ・ジャネイロ支部	ブラジル国リオ・デ・ジャネイロ州, グワナバラ州, エスピリット・サント州
サン・パウロ支部	ブラジル国サン・パウロ州, パラナ州, マツト・グロツツ州, ミナス州, ゴヤス州 州南部 イタヒチモロコ
ペレーン支部	ブラジル国バラ州, アマゾナス州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, ピアウイ州, パライバ州, バイア州, マラゴヤス州 北部 アマハ直轄州
レシーフエ支部	ブラジル国ペルナンブコ州, セ阿拉州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, ピアウイ州, パライバ州, バイア州, マラゴヤス州 セルジウペ
ポルト・アレグレ支部	ブラジル国リオ・グランデ・ド・スール州, サンタ・カタリーナ州
アスンシオン支部	パラグワイ国全域
ブエノス・アイレス支部	アルゼンチン国全域

支 部 の 名 称	分 担 地 域
サンタ・クルース支部	ボリビア国全域
サント・ドミンゴ支部	ドミニカ国全域
サン・フランシスコ支部	アメリカ合衆国カルフォルニア州

別表3 事業所の名称

(リオ・デ・ジャネイロ支部)	
フンシヤール事業所	(Agencia em Funchal)
(サン・パウロ支部)	
バルセア事業所	(Agencia em Varzea)
ピニヤール事業所	(Agencia em Pínhal)
ガタバラ事業所	(Agencia em Guatapara)
ジヤカレイ事業所	(Agencia em Jacareí)
サント・アントニオ事業所	(Agencia em SantoAntónio)
チエテ事業所	(Agencia em Tietê)
ロンドリーナ事業所	(Agencia em Rondrina)
ドラードス事業所	(Agencia em Dourados)
レブレシデンテ・ブルデンテ事業所	(Agencia em Presidente Prudente)
レモジ・ダス・クルゼイロ事業所	(Agencia em Mogi das Cruzes)
パラナバイ事業所	(Agencia em Paranavaí)
(ペレン支部)	
トメアス事業所	(Agencia em Tome-Açu)
マナウス事業所	(Agencia em Manaus)
キンナリ一事業所	(Agencia em Quinalhi)
タイアーノ事業所	(Agencia em Taianó)
マカバ事業所	(Agencia em Macapá)
サン・ルイス事業所	(Agencia em São Luís)
モンテ・アレグレ事業所	(Agencia em Monte Alegre)
(レシーフエ支部)	
クビキエツク事業所	(Agencia em Kubitschek)
ナタル事業所	(Agencia em Natal)

(ボルト・アレグレ支部)

「クリチバーノス事業所 (Agencia em Guritibanos) *Ramal*

(アスンシオン支部)

エソカルナシオン事業所 (Agencia en Encarnacion)

フラム事業所 (Agencia en Fram)

アルト・パラナ事業所 (Agencia en Alto Parana)

イグアス事業所 (Agencia en Iguazu)

(ブエノス・アイレス支部)

ガルアツペ事業所 (Agencia en Garuape)

アンデス事業所 (Agencia en Andes)

(サンタ・クルース支部)

サン・ファン事業所 (Agencia en San Juan)

